

# 各種相談先

## 寒川町地域包括支援センターって？

寒川町地域包括支援センターは高齢者のための総合相談窓口です。  
専門家（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師等）による相談を随時無料で受け付けています。お困りの事があれば、まず、地域包括支援センターにご相談ください。

- ❁ 介護保険を利用したいけれど、申請の方法がわからない。
- ❁ 介護の方法を教えて欲しい。
- ❁ 成年後見制度について相談したい。
- ❁ 高齢者の権利擁護・虐待について相談したい。
- ❁ 認知症について知りたい。
- ❁ どこに相談すればいいのかわからない。
- ❁ 介護予防・日常生活支援総合事業（p.15-23）について知りたい。
- ❁ 介護と子育ての両立（ダブルケア）の仕方について相談したい。 等



そんなときは、**寒川町地域包括支援センター**へご相談ください！

電話：0467-72-1294

FAX：0467-72-5552

住所：寒川町宮山165 寒川町役場1階

また、南部文化福祉会館（南部公民館）内に南部相談室が開設されました。お近くにお住まいの方はぜひご利用下さい。

## 寒川町地域包括支援センター南部相談室

電話：0467-38-8258

FAX：0467-38-7906

住所：寒川町一之宮8-5-20 南部文化福祉会館1階

業務時間：10:00～16:00

休業日：土曜・日曜・祝日、南部文化福祉会館閉館日



## 地域包括支援センターの業務について

地域包括支援センターは、主として以下の業務を行っています。

### 総合相談

地域住民に最も身近な高齢者施策に関する総合相談窓口として、高齢者に関する相談事を受け付けています。相談内容に応じて、より適切な機関・制度・サービス等を案内することで、問題を解決するお手伝いを行います。



### 権利擁護

高齢者虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止、成年後見制度の適切な利用に関する相談など、地域の高齢者の権利擁護の為の業務を行います。



### 介護予防ケアマネジメント

要介護認定で、要支援1・2または事業対象者の方が介護サービスを利用する際に必要なケアプランの作成を行います。



### ケアマネジメント支援

寒川町民を担当するケアマネジャーが行うケアマネジメントの支援を行う他、情報交換やスキルアップのための研修会も開催しています。



## 出張相談等について

地域包括支援センターの職員が、北部文化福祉会館にて出張相談を行います。

場 所・・・寒川町北部文化福祉会館（寒川町宮山2820-1）

日 時・・・毎週木曜日 10時～12時

（※年末年始、祝祭日は除きます。）

## 独居等高齢者訪問事業

地域包括支援センターの職員が、町内の高齢者で独居の方（介護認定をお持ちの方、並びに生活保護を受給されている方を除く）を訪問し相談支援を行います。

内 容・・・地域包括支援センターの職員が、町内の70歳以上で、住民登録上おひとり住まいの方を訪問し、相談支援をおこなっています。（年に1回程度）

## ご利用になるには

予約などはありません。包括支援センターの職員が、条件に該当する方を訪問させていただきます。（※独居の方でなくとも、状況によって訪問による相談を受け付けることが可能です。詳しくはご相談ください）

【お問い合わせ先】寒川町地域包括支援センター 72-1294

## 地域包括支援センターよりごあいさつ

皆さんこんにちは。寒川町地域包括支援センターのセンター長の佐藤です。寒川町の地域包括支援センターは、平成18年4月より、寒川町社会福祉協議会が、町から業務を受託し、地域の高齢の方の様々な相談に対応しています。

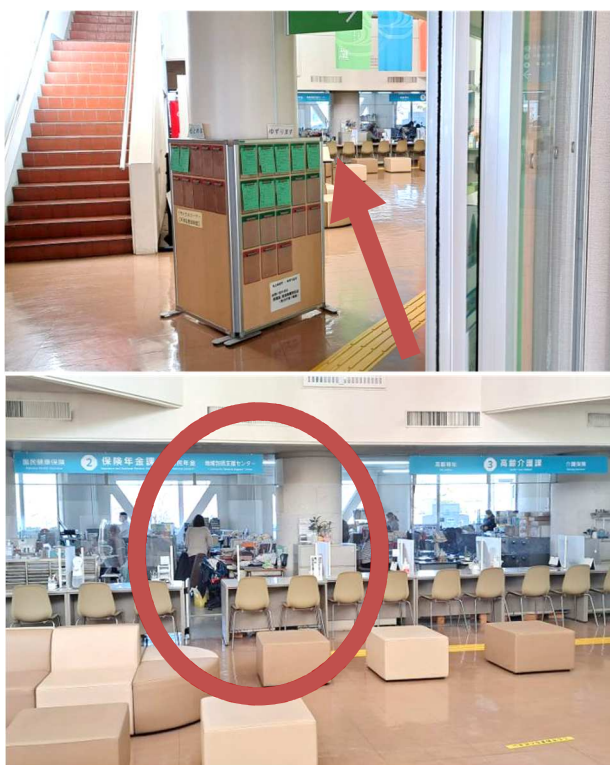
介護保険のことや地域でお困りのこと、その他ご相談があればお気軽に地域包括支援センターにご連絡ください。



地域包括支援センター  
センター長 佐藤 敬



## 相談窓口への行き方



### 地域包括支援センター

寒川町役場本庁舎 1 階、  
正面玄関から直進し、突き当りの窓口、  
上部吊り下げ看板の②保険年金課と  
③高齢介護課の間に窓口がございます。

いーふくし

電話：0467-72-1294

FAX：0467-72-5552

### 南部相談室

南部福祉文化会館（南部公民館）1 階、  
入口を入り右手の事務室を通り過ぎ、  
展示コーナーを左折。  
談話コーナー奥のふれあいルームにて  
開設しております。

電話：0467-38-8258

FAX：0467-38-7906

業務時間：10：00～16：00



# 各種相談先

## 寒川町社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、地域福祉の推進を図る民間団体です。全国、都道府県、市町村、3つの段階で組織されており、寒川町社会福祉協議会は、皆さんに最も身近な市町村の段階にあたります。

寒川町社会福祉協議会は、誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域のみなさんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、福祉事業やボランティア活動の支援・推進を行っています。

住 所：寒川町宮山401（寒川町健康管理センター1階）

電 話：0467-74-7621

F A X：0467-74-5716

受付時間：8時半～17時15分

※土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休業

## 寒川町社協ボランティアセンター

ボランティアセンターは、寒川町社会福祉協議会が運営するボランティア活動の相談窓口です。主に福祉関連のボランティア活動が中心です。ボランティアをしたい方、頼みたい方、ご相談ください。

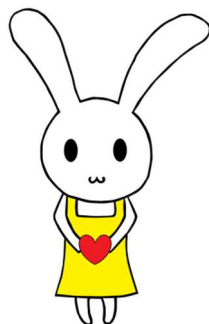
住 所：寒川町宮山401（寒川町健康管理センター1階）

電 話：0467-72-3721

F A X：0467-72-0277

受付時間：8時半～17時15分

※土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休業



ボランティアラビットの“ぼらびちゃん”





## ❁ 寒川町社会福祉協議会のサービス事業

寒川町社会福祉協議会は、地域福祉の向上のため、様々な福祉事業やサービスを行っています。（※本ガイドブックには、寒川町社会福祉協議会が行っている高齢者へ向けたサービスのみを抜粋して掲載しております。）

### ❁ サポートさむかわ

ボランティアによる、日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いです。

対象者・・・町内在住の高齢者のみもしくは障がい者のみの世帯で、日常生活でのちょっとした困りごとがある方

内 容・・・掃除、窓ふき、草取り、片付け、衣替え、お買い物、話し相手、裁縫<sup>さいほう</sup>等  
※内容によってはお断りする場合があります  
※7-9月頃については、草取りや外での作業はお休みします

日 時・・・平日の9時～17時（※祝日、年末年始除く）

回 数・・・1回60分以内 月に2回まで

利用料・・・30分まで150円 60分まで300円（※ボランティア1人につき）

#### ❁ ご利用になるには

ボランティアセンターへ電話か、直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター 72-3721

### ❁ 車いす貸し出しサービス

歩行困難者に対して、車いすの貸出を行います。

対象者・・・町内在住の歩行困難者

期 間・・・1日～1ヵ月

利用料・・・無料

#### ❁ ご利用になるには

社会福祉協議会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 74-7621



## 福祉有償運送

単独では公共交通機関の利用が難しく、「自動車税の減免制度」、「福祉タクシー制度」等を利用していない方を対象に、ボランティアの協力のもと車での病院や福祉施設、養護学校等への送迎を行います。

対象者・・・上記の内容に加えて、次のいずれかに該当する方。

- ① 外出時に車いすが必要な方
- ② 身体障害者手帳 1 級、2 級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳 A 1、A 2 の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

※原則、付き添いの方がが必要です。なお、運転を担当するボランティアは身体的な介助は行いませんので、介助が必要な方は必ず付き添いをお願いします。

時 間・・・平日の午前9時～午後5時（※年末年始除く）

回 数・・・月4回まで

利用料・・・行き先により異なります。（タクシー料金の約4割です）

※年に1回保険代2,000円が必要です。（ご本人と付き添いの方の分として）

## ご利用になるには

ボランティアセンターへ電話か、直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター 72-3721



## 生活福祉資金の貸付（神奈川県社会福祉協議会委託事業）

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

対象者・・・低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

### ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 74-7621

## 緊急援護資金の貸付

一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援助が必要と認められる世帯に対して資金の貸付を行います。

対象者・・・町内に6ヶ月以上居住し、他から融資を受けることができない世帯  
※生活保護世帯への貸付はできません  
※貸付には担当民生委員との面接が必要です  
※償還は1年以内。無利子です

### ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 74-7621





## 日常生活自立支援事業（あんしんサービス）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことにより、自立した生活を送れるよう支援します。（契約を結ぶ前に面談や調査等の時間がかかります。）

対象者・・・寒川町に在住し、この事業の内容を理解でき、契約能力はあるが、物事の判断が不十分な方で、次のいずれかに該当する方

- ① 概ね65歳以上の方
- ② 身体、知的、精神に障がいのある方など

内 容・・・①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供、利用または利用をやめるために必要な手続き、苦情解決制度を利用する手続きを援助します。

（※できないことがあります…保証人になること、福祉施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除など）

②日常的な金銭管理サービス

- ・銀行などに行って、日常的に必要なお金の出し入れの支援。
  - ・家賃や光熱水費、福祉サービスの利用料などの支払い、口座引き落としの手続き。
- （※できないことがあります…預貯金の資金運用や確定申告など）

③書類等の預かりサービス

- ・預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。
- （預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書など）  
（※お預かり出来ない物…貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など）

利用料・・・前年の町県民税年額によって変わります。

上記③の書類等預かりサービスについては、月500円。

### ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 74-7621



## 法人後見事業（あんしんサービス）

町内在住で、様々な事情により後見人などの引き受け手がなく、身上監護を中心として成年後見人などが必要な方について、寒川町社会福祉協議会が法人として成年後見人などになることができます。（後見人選任の判断は、家庭裁判所が行います）

- 対象者・・・① 寒川町に在住し、他の適切な法定後見人候補者が得られない方  
② 生活保護を受給している方  
③ 町県民税非課税世帯で高額な資産・財産を所有していない方

内 容・・・法人が後見人としての役割（身上監護、財産管理）を担います。

### ご利用になるには

社会福祉協議会へ電話か、直接窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 74-7621

## 成年後見相談

「成年後見制度」に関する相談に、専門家がお答えしています。相談は無料、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

- 対 象・・・町内在住の方、福祉関係の事業所ほか  
日 時・・・毎月第1金曜日 13時～15時（祝日の場合は翌週）  
1回60分以内 1日に2組まで  
場 所・・・寒川町健康管理センター

### ご利用になるには

要事前予約（先着順）。相談日の前日までに、社会福祉協議会にご連絡ください。

【お問い合わせ先】寒川町社会福祉協議会 74-7621

## 成年後見制度って？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための制度です。

### 寒川町地域包括支援センター P29～32

寒川町地域包括支援センターは、高齢者の成年後見制度に関する質問について、お電話や窓口での相談に対応しています。お気軽にご相談ください

【お問い合わせ先】寒川町地域包括支援センター72-1294

# 各種相談先

## 寒川町シルバー人材センター

シルバー人材センターは、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある人を会員とし、一般家庭や企業などから仕事を受け、就業を通して健康維持や仲間づくりを図る公益社団法人です。

名 称：公益社団法人 寒川町シルバー人材センター

住 所：寒川町小動 9 8 2 - 2

(寒川町ふれあいセンター内)



### シルバー人材センターで働きたい方

まずは、シルバー人材センターへ会員登録をしていただきます。登録完了後、仕事の依頼があった際に、事前の登録内容に基づき、シルバー人材センターより仕事を斡旋し、作業に従事していただきます。

登録出来る方・・・町内在住で概ね 60 歳以上で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同される方  
主な仕事内容・・・軽作業等（草取り、植木の手入れ、襖や障子の張り替え、駐輪場整理、清掃 etc）

#### 登録するには

入会説明会へご参加ください。開催日程については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町シルバー人材センター 74-7622

### シルバー人材センターへ仕事を依頼したい方

まずは、シルバー人材センターへお電話等でご連絡ください。仕事の内容等をお伺いし、調整をさせていただきます。

(※お名前、ご住所、電話番号、内容、作業期間、日時、作業場所をお伺いします。)

#### ご利用になるには

シルバー人材センターへお問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町シルバー人材センター 74-7622

## 🌸 シルバー人材センターでの仕事内容の紹介

シルバー人材センターでは、いくつかのグループに分かれて仕事を行っています。主なグループとして、以下のようなグループがあります。

### 🌸 植木の選定作業



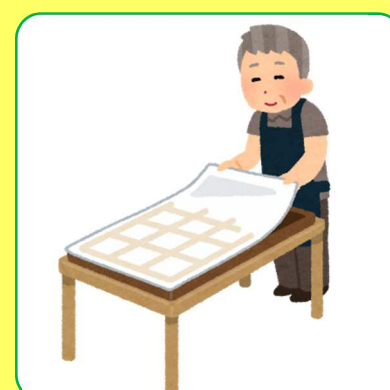
### 🌸 草刈り作業



### 🌸 除草・清掃作業



### 🌸 襖・障子の張替え作業



### 🌸 訪問支援（一部対象者のみ）



※家事支援（掃除、洗濯、調理など）を行います。  
※就業する場合、講習会の受講が必要となります。

※他にも、広報誌やチラシのポスティングや、内職作業など、高齢者に適した作業をお受けしています。

詳しくは、シルバー人材センターまで、お気軽にお問合せください。

【お問い合わせ先】

寒川町シルバー人材センター 74-7622

# 各種相談先

## 寒川町シニアクラブ連合会（ゆめクラブ寒川）

寒川町シニアクラブ連合会は、町内各地域にあるシニアクラブが集まってできた組織です。「寝たきりにならない・ぼけない・孤立しない」の3ない活動を重点に会員相互の交流を図り、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行っています。

### 寒川町シニアクラブ連合会の活動

地域の各シニアクラブの活動とは別に、連合会として仲間と一緒にスポーツや歌、趣味や旅行、学習等を楽しんでいます。また、ボランティア活動を行ったり、スポーツ大会を開催したり、元気で明るい生活を送るための活動をしています。

- 活動内容・・・健康活動（健康体操教室、女性部いきいき健康教室、いきいきウォークなど）  
スポーツ大会・講習会（ニュースポーツ講習会、グラウンドゴルフ教室、高齢者スポーツ大会など）  
教養講座（カラオケ教室、医療講座など）、  
春・秋の親睦旅行、奉仕活動（街路の除草、清掃など）

### シニア健康体操教室

シニアクラブ連合会が主催する体操教室です。講師をお招きし、健康のための講座、ラダーやステップ台などを使用した体操を実施しています。

- 対象者・・・町内のシニアクラブに加入されている方  
内容・・・健康のための体操教室（1日に時間を分けて4回開催）  
定員・・・先着120名程度（1回につき）  
日時・・・原則毎週水曜日 ①10：30から各4回 ②13：00から各4回  
会場・・・寒川町健康管理センター  
利用料・・・1,000円（年間）

#### 参加するには

町内のシニアクラブに加入した上で、シニアクラブ連合会事務局に申込。

【お問い合わせ先】寒川町シニアクラブ連合会事務局 74-7715 寒川町ふれあいセンター内（月・火・水・金）







## ❁ 町内各地域のシニアクラブの紹介

寒川町内には、各地区にシニアクラブが存在しており、現在、その数は14クラブです。それぞれのクラブが、「仲間づくり」、「生きがいくづくり」、「健康づくり」を目的に様々な活動を、楽しみながら行っています。是非、あなたもシニアクラブの仲間に入りませんか。

## ❁ 町内各地域のシニアクラブの活動

各地域のシニアクラブでも様々な活動をしています

地 域	名 称	主な活動内容
倉見地区	倉見福寿会	定例会、カラオケ、温泉旅行等
小動地区	小動なごみ会	定例会、麻雀クラブ、カラオケ、お楽しみサークル（囲碁・将棋、手芸、おりがみ）等
小谷・岡田地区	小谷パールクラブ	サークル活動（お気楽サロン、ポール体操、カラオケ、グラウンドゴルフ、健康麻雀等）
大蔵地区	大蔵長寿会	定例会、グラウンドゴルフ、麻雀、囲碁、初詣バスツアー、地域交流（自治会等）
第二県営住宅地区	ニコニコクラブ	定例会（昼食会、カラオケ等）
越の山住宅地区	越の山クラブ	定例会、健康卓球クラブ、麻雀クラブ、音楽クラブ、お茶飲み会、ハイキング等
宮山地区	宮山楽友会	総会、納涼祭、忘年会、新年会、カラオケ
岡田地区	岡田笑和会	定例会、カラオケ、体操、茶話会等
岡田新町地区	新町新生会	食事会、親睦旅行、体操教室、映画鑑賞会等
一之宮地区	一之宮第一ゆめクラブ	月例会、カラオケ教室、グラウンドゴルフ、演芸大会、お花見、親睦旅行、忘年会、新年会等
一之宮地区	一之宮第二ゆめクラブ	
中瀬・筒井地区	筒井筒和会	定例会、体操教室、歌の集い、介護予防講座等
大曲地区	ゆめクラブ大曲	定例会、体操・講座、地域サロン参加、演芸大会での盆踊り、親睦旅行等
田端地区	田端高砂会	定例会、グラウンドゴルフ、茶話会、防犯パトロール、地域交流（子ども会、祭礼）等

### ❁ 会員になるには

概ね60歳以上の方が対象です。各地域のシニアクラブや連合会のことについては、お電話等でシニアクラブ連合会事務局へお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

寒川町シニアクラブ連合会事務局 74-7715 寒川町ふれあいセンター内（月・火・水・金）

住所：寒川町小動982-2 寒川町ふれあいセンター内



# 各種相談先

## 寒川町ふれあいセンター

寒川町ふれあいセンターは、高齢の方がいつまでも明るく健康で、自身の豊かな経験と知識・技能を活かして活動を行うための施設です。介護予防のための活動や、地域や世代間の交流を行うための拠点としてご利用ください。

名 称：寒川町ふれあいセンター

住 所：寒川町小動982-2



### 施設の貸し出し

各種講座などが実施されていない日は、ふれあいセンターの施設を貸し出します。

利用申込のできる方	町内在住の60歳以上の方10人以上で構成している団体。(※要事前登録)
利用のできる施設	会議室A(77㎡)、会議室B(58㎡)
利用の出来る目的	①高齢者の豊かな経験と知識の活用及び文化活動をとおして、社会参加や地域、世代間の交流を図る事業 ②健康や生きがいを高め、介護予防の促進を図る事業
利用料	無 料
利用時間	①9時から12時まで ②13時から17時まで ※連続使用する場合はこの限りではありません。
休館日	年末年始(12月29日から1月3日まで) ※必要に応じて休館する場合があります。

#### ご利用になるには

希望する日の2ヶ月前から、1週間前までにふれあいセンターへお問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町ふれあいセンター 74-7715

### 囲碁・将棋の利用

ふれあいセンターにある囲碁・将棋をご利用いただけます。

対 象 者・・・町内在住60歳以上の方

利用日時・・・9時~17時

利 用 料・・・無料



#### ご利用になるには

ふれあいセンターへお問い合わせください。

【お問い合わせ先】寒川町ふれあいセンター 74-7715



## ❀ 問い合わせ先 一覧表

### ❀ 寒川町 健康福祉部 高齢介護課 (寒川町宮山 165)

電話：0467-74-1111 (代表)、FAX：0467-74-5613

- ❀ 寒川町役場が行っている高齢者向けサービスについて知りたい。
- ❀ 介護保険料の納付について聞きたい。
- ❀ 介護保険の認定について聞きたい。 等

### ❀ 寒川町地域包括支援センター (寒川町宮山 165)

同センター 南部相談室 (寒川町一之宮 8-5-20 南部文化福祉会館 1 階)

電話：0467-72-1294、FAX：0467-72-5552

南部：0467-38-8258、FAX：0467-38-7906

- ❀ 家族の介護や認知症について相談したい。
- ❀ 高齢者の権利擁護・虐待について相談したい。
- ❀ どこに相談すればいいのかわからない。 等

### ❀ 寒川町社会福祉協議会 (寒川町宮山 401 健康管理センター 1 階)

電話：0467-74-7621、FAX：0467-74-5716

- ❀ 社会福祉協議会が行っているサービスについて知りたい。 等

### ❀ 寒川町社協ボランティアセンター (寒川町宮山 401 健康管理センター 3 階)

電話：0467-72-3721

- ❀ ボランティアを行いたい。または、ボランティアを依頼したい。 等

### ❀ 寒川町シルバー人材センター (寒川町小動 982-2 ふれあいセンター内)

電話：0467-74-7622

- ❀ シルバー人材センターで働きたい。または、仕事を依頼したい。 等

### ❀ 寒川町シニアクラブ連合会 (寒川町小動 982-2 ふれあいセンター内)

電話：0467-74-7715

- ❀ シニアクラブが行っている事業について知りたい
- ❀ 寒川町にある各地域のシニアクラブに参加してみたい 等

### ❀ 在宅ケア相談窓口 (茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7 茅ヶ崎市保健所 1 階)

在宅医療・介護に関する相談窓口として、茅ヶ崎市と共同で開設します。

電話：0467-38-3319

(午前 8 時半～午後 5 時 ※土日祝日、年末年始を除く)

- ❀ ひとり暮らしだけど、できるだけ自宅で暮らしたい。
- ❀ 訪問診療をしてくれる診療所はあるの？
- ❀ 介護サービスを受けているけど医療の心配がある。 等